

令和 8 年度岡山県非結核性抗酸菌症啓発週間実施要領

1 趣 旨

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律 114 号）では、国及び地方公共団体の責務として、教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及等、必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨が規定されている。

2014 年の厚生労働科学研究において、肺非結核性抗酸菌症の罹患率が、結核の罹患率を上回り、増加傾向にあることが明らかになり、公衆衛生上の課題となっている。非結核性抗酸菌症では、治療介入の必要性の判断や、治療薬の副作用マネジメント等に高度な専門性を要するため、感染症や呼吸器専門医等の、非結核性抗酸菌症診療の知見を有する専門家による介入が不可欠であり、医療従事者への正しい知識の普及を進める必要がある。また、広く県民に対する非結核性抗酸菌症の知識の普及は、早期診断、治療に繋がり、患者の予後改善の観点で重要である。このことから、令和 8 年度より「非結核性抗酸菌症啓発週間」を設け、県民に対して普及啓発を行うものとする。

2 主 催

岡山県、岡山市、倉敷市、岡山県教育委員会、岡山県市長会、岡山県町村会、
（公社）岡山県医師会、岡山県愛育委員連合会、（公財）岡山県健康づくり財団

3 後 援

（一社）岡山県病院協会、（公社）岡山県看護協会、（公社）岡山県診療放射線技師会、
（一社）岡山県臨床検査技師会、（一社）岡山県労働基準協会、岡山県栄養改善協議会、
岡山県環境衛生協会、岡山県学校保健会、岡山県小児保健協会、岡山労働局、
岡山県国民健康保険団体連合会、（一財）岡山県社会保険協会、
（公財）岡山県生活衛生営業指導センター、（公財）岡山県老人クラブ連合会

4 実施期間

令和 8 年 9 月 2 4 日（木）～ 9 月 3 0 日（水）

5 重点目標

県民の非結核性抗酸菌症に対する正しい理解を得るため、地域の団体組織等を通じて、より一層の普及啓発を図る。

なお、同じ期間に実施する「呼吸器感染症予防週間」「結核予防週間」と効果的に連携し、感染症全般のより一層の普及啓発を図ることとする。

6 非結核性抗酸菌症啓発週間中の標語

『長引く咳に、NTM症という視点を』

7 実施行事等

（１）啓発資材の配付

（一社）日本結核・非結核性抗酸菌症学会が作成するポスター・リーフレット等を関係

機関に配布し、非結核性抗酸菌症予防週間の周知を図る。

(2) 諸集会の開催

結核等予防活動を進める愛育委員、市町村職員等を対象に、この週間を契機として、研修会等を地域で実施するとともに、一般の人々の集まる機会をとらえて、リーフレット等を用いて啓発活動を行う。

(3) 児童・生徒への非結核性抗酸菌症の知識の普及

県内の小中学校、高等学校において学校行事や学級指導等を通じて児童・生徒に対し非結核性抗酸菌症の正しい知識の普及を行う。

(4) マスメディアによる普及啓発活動

ラジオや広報紙等を活用して、広く県民に対し非結核性抗酸菌症予防週間の周知や呼吸器感染症の正しい知識の普及を行う。

8 週間中に用いる資材

(1) 非結核性抗酸菌症予防週間のポスター

(2) 非結核性抗酸菌症予防のためのパンフレット 等